

平成22年度分の保険税（料）納付書を送付します

—納期限内納付にご協力を—

「国民健康保険税納付通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

納付書は綴られていません。納付の際は無くさないよう、全てお持ちください。

國民健康保険税

平等割が半額（17,500円）となります。

②低所得者に対する軽減
国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後

期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、5年間移行前と同様の軽減が受けられます。

③被扶養者による减免
後期高齢者医療制度創設に伴い、75歳に到達する方

特別微収の対象者は、世帯主を含めた国民健康保

加入者全員が65歳から74歳までの世帯で、年金受給額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合計した額が、年金額の2分の1を超えない方です。

なお、特別微収を中止され口座振替による納付を継続させていただきます。

○印鑑

認定証の交付ができません。
※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

度額適用・標準負担額減額も認められます。

いずれの場合も、本人と配偶者、世帯主（免除のみ）の前年所得がそれぞれ一定額以下であることが必要で、日本年金機構千葉事務センターで審査し、決定されます。

○印鑑

※平成22年1月2日以降の転入者や、失業などのため申請する場合は、事前にお問い合わせください。

詳しく述べては、市役所国保年金課へお問い合わせください。

○印鑑

○印鑑